

有価証券及び金銭の信託の時価等情報（単体）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

■売買目的有価証券

(単位：百万円)

	2015年3月末	2016年3月末
事業年度の損益に含まれた評価差額	—	—

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	2015年3月末			2016年3月末			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	147,925	153,783	5,858	147,007	152,030	5,023
	社債	14,119	14,273	154	17,099	17,418	318
	小計	162,044	168,056	6,012	164,106	169,449	5,342
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	689	684	△4	370	365	△4
	合計	162,733	168,740	6,007	164,476	169,814	5,337

■子会社株式及び関連会社株式

時価のあるものはありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2015年3月末	2016年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	2,216	2,216

■その他有価証券

(単位：百万円)

	2015年3月末			2016年3月末			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12,052	4,111	7,941	10,667	3,656	7,011
	債券	492,914	489,974	2,940	307,577	305,732	1,844
	国債	134,068	133,062	1,005	5,057	5,023	34
	地方債	33,088	32,952	135	42,436	42,159	277
	社債	325,758	323,959	1,798	260,082	258,550	1,532
	その他	60,173	54,007	6,166	53,933	48,737	5,195
	小計	565,140	548,092	17,047	372,178	358,126	14,051
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	223	255	△31	258	311	△52
	債券	65,655	65,781	△125	47,744	47,781	△36
	国債	12,141	12,173	△31	—	—	—
	地方債	2,103	2,107	△3	8,275	8,281	△6
	社債	51,410	51,500	△90	39,469	39,499	△30
	その他	22,912	23,069	△156	22,706	23,447	△740
	小計	88,792	89,106	△314	70,710	71,540	△830
合計	653,933	637,199	16,733	442,888	429,667	13,221	

■当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

2015年3月期、2016年3月期とも該当事項はありません。

■当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	2015年3月期			2016年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	287	211	—	832	426	8
債券	271,026	3,008	0	539,535	5,383	—
国債	182,141	2,175	—	390,766	2,974	—
地方債	5,356	34	0	9,659	83	—
社債	83,528	798	—	139,109	2,326	—
その他	69,494	1,480	8	17,860	437	—
合計	340,808	4,700	8	558,228	6,247	8

■保有目的を変更した有価証券

2015年3月期、2016年3月期とも該当事項はありません。

■減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

2015年3月期及び2016年3月期における減損処理額は、重要性が乏しい為、記載を省略しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

- 正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
- 要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
- 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

■金銭の信託の時価等情報

運用目的の金銭の信託

2015年3月末、2016年3月末とも該当事項はありません。

満期保有目的の金銭の信託

2015年3月末、2016年3月末とも該当事項はありません。

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

2015年3月末、2016年3月末とも該当事項はありません。

■その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2015年3月末	2016年3月末
評価差額	16,733	13,221
その他有価証券	16,733	13,221
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	5,049	3,805
その他有価証券評価差額金	11,683	9,415